

社会福祉法人ファミリーユ高知 法人役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、この法人の役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員、専門委員、顧問とする。
- (2) 常勤役員とは、上記に定める役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(報酬等)

第3条 この法人の役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

2 負担した費用については、実費額を確認する書類を提出しなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。